

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十一号）（住宅課）

一 趣旨

公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅の入居者について、認知症である者等であり収入の申告等が困難な場合、収入の申告等によらず家賃を定めるための改正

二 内容

認知症である者等と認める場合に限り、収入申告等が困難な入居者の家賃を近傍同種家賃ではなく、職権で把握した収入に応じた家賃を定められるようにする。

三 施行期日

公布の日